平成２８年（フ）第８５８号
東京都昭島市松原町１丁目12番１―114号
債務者　河野アツ子（旧姓宮脇・大窪）
1　決定年月日時　平成28年９月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月24日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月24日午前10時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第９６号
長崎県佐世保市世知原町上野原1615番地３上野原若者住宅Ｂ棟201号、前住所長崎県佐世保市世知原町上野原1630番地　上野原住宅Ｃ棟301号
債務者　内海　千美
1　決定年月日時　平成28年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月25日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月11日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２８年（フ）第９７号
長崎県佐世保市天神町1691番地８　松尾アパート101号、前住所長崎県佐世保市天神３丁目11番９号
債務者　濱崎　敬子
1　決定年月日時　平成28年９月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月25日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月11日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２８年（フ）第４３３号
静岡県藤枝市五十海１丁目５番10号　サンホーム千南Ａ―202号
債務者　岩田　英希
1　決定年月日時　平成28年９月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月29日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月30日午後２時15分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第６０６号
東京都東村山市富士見町５丁目10番地45多田ハイツ201
債務者　小林　　恵（旧姓青木）
1　決定年月日時　平成28年９月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月２日まで
5　免責審尋期日　平成28年12月２日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第８６３号
東京都国立市谷保4383番地の１
債務者　榎本　浩二
1　決定年月日時　平成28年９月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月２日まで
5　免責審尋期日　平成28年12月２日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第７０号
栃木県栃木市大宮町2600番地　市営住宅Ｎ―１号
債務者　春山　譲治
1　決定年月日時　平成28年９月20日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月８日まで
5　免責審尋期日　平成28年12月９日午前10時
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２８年（フ）第１６９７号
横浜市中区本牧原５番１―512号
債務者　小島喜代美
1　決定年月日時　平成28年９月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月８日まで
5　免責審尋期日　平成28年12月９日午後４時15分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１８０２号
横浜市中区本牧町１丁目267番地　第２田村荘１―Ｃ
債務者　大塚　和子
1　決定年月日時　平成28年９月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月８日まで
5　免責審尋期日　平成28年12月９日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１８０３号
横浜市保土ケ谷区上菅田町928―86、住民票上の住所神戸市兵庫区新開地６丁目１番５―1401号
債務者　岩藤建宇こと　李　　建宇
1　決定年月日時　平成28年９月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月８日まで
5　免責審尋期日　平成28年12月９日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１８７１号
横浜市磯子区杉田坪呑２番３―305号
債務者　藤本　　誠
1　決定年月日時　平成28年９月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月８日まで
5　免責審尋期日　平成28年12月９日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第３４５４号
大阪府交野市幾野１丁目３番１―302号、前住所大阪府枚方市長尾元町３丁目10番17―101号
債務者　芝田　孝志
1　決定年月日時　平成28年９月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月９日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月22日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３５８４号
大阪府摂津市新在家２丁目26番８―209号
債務者　嶋崎　真樹
1　決定年月日時　平成28年９月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月９日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月18日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３４５号
静岡県磐田市虫生394番地２
債務者　髙木　晴夫
1　決定年月日時　平成28年９月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月11日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月11日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２８年（フ）第３６８号
静岡県浜松市南区中田島町1656番地の２　Ｃ７―401
債務者　永田　峰久
1　決定年月日時　平成28年９月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月11日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月11日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係